

## 令和5年度安曇野市教育委員会 10月定例会会議録

日 時：令和5年10月24日（火）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 矢口泰、学校教育課長 藤澤一渡、学校給食課長 西澤弘修、

生涯学習課長 二木正、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 臼井慎詞、

書記：学校教育課教育総務係長 高橋満

傍聴者：報道機関 1名

傍聴人 3名

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和5年10月定例会を開会いたします。

### ◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長、ご挨拶をお願いします。

教育長 10月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

北アルプスの峰々が白く雪化粧する季節となりました。このところの市内の感染症情報を見ますと、新型コロナウイルス感染症に代わってインフルエンザに罹患する人が増えてまいりました。昨日月曜日には、こども園1園1クラス、小・中学校で、5校5学級で学級閉鎖の基準に達する欠席者が出ております。朝昼の寒暖差も大きく、体調管理がなかなか難しいこの頃ですが、予防策の強化が必要だと感じております。

さて、教育委員の横内理恵子さんにおかれましては、本日が任期中の定例会最後となります。安曇野市の教育の充実や文化の振興のため、長きにわたりご尽力賜りましたことに改め

て感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

では、本日もご審議よろしくお願ひいたします。

---

◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する、個人に関する情報で特定の個人が識別されまたは識別され得るもので、個人情報保護に該当する案件として、議案第9号、報告第4号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議検討または協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第4号、議案第8号及び報告第5号、以上5件を非公開とするよう発議いたします。

なお、議案第9号は、附属機関等の委員の委嘱に関するもので、これまでは委員の氏名を含め、公開して審議してまいりました。しかし、個人情報に関わる議論になるおそれがあることから、今回から附属機関の委員に関する議案については非公開として取り扱うことをご提案したいと思います。

このことに関して、委員からご意見はありますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、さきに申し上げました議案3件、報告事項2件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございました。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第4号、議案第8号、議案第9号、報告第4号及び報告第5号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号から第3号、第5号から第7号、報告第1号から

報告第3号を公開とし、以後、会議を非公開として、議案第4号、議案第8号、議案第9号、報告第4号及び報告第5号を扱います。

なお、議案第7号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため非公開といたします。

---

◎議案第1号

**教育長** それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題とします。

説明をお願いします。

**教育部長** 教育部全体に関わることは私から説明させていただきますが、個別具体的な案件につきましても、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、議案第1号につきまして、学校教育課長から説明いたします。

**学校教育課長** 「安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

遠藤委員。

**遠藤委員** 一つ教えてください。3ページにある第4条の資格の(3)番に、施設を月2回以上利用することというのが条件に入っているんですけども、これは1回だといけない理由とありますか、何かあつての2回だと思うんですけども、そこら辺を教えてくださいかと思えます。

**学校教育課長** こちらの条文につきましては、システム利用の規則の部分のスポーツ推進課のものと表記を合わせたものであります。こちらにつきましては、2回以上という規定をこのまま利用させていただいているものですが、詳細またはその要件につきましては、今持ち合わせがございませんので、改めてご報告させていただいてもよろしいでしょうか。

**遠藤委員** お願いします。

**教育長** 他にございますでしょうか。

羽田野委員。

**羽田野委員** 内容のことではないんですが、この届の書式のことに関してなんですけれども、

申請の届、要するに、宛先については安曇野市教育委員会になっていて、その登録許可を出すのが安曇野市教育長になるんですよね。不認可の場合も教育長がやるという形になっているというので、あと、10ページのところもそうなんですが、申請は安曇野市長、それから安曇野市教育委員会で、それに対する許可証は安曇野市長と安曇野市教育委員会教育長と、ここは改めて線を引っ張ってあるんですが、この辺の意味合いというか、そういうのをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

**学校教育課長** こちらにつきましては、教育委員会、市長のほうと併せまして、教育長名での専決事項としてこちらを取り扱うということで考えておりまして、こちらの様式のほうに変更させていただいております。

**教育長** 羽田野委員。

**羽田野委員** そうすると、この宛先も安曇野市教育委員会教育長のほうがいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**学校教育課長** 確かにそのとおりです。こちらのほうにつきましては、再度、こちらの下線の部分につきまして確認させていただきたいと思います。申し訳ありません。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、今出された二つの質問について、本日中に回答はできますでしょうか。

**学校教育課長** こちらにつきましては、本日、この後確認の時間を多少いただきたいと思えます。休憩等を取られた場合には、その後、確認できた時点でご報告をさせていただければと思っております。

**教育長** それでは、質問は他にはございませんですね。

では、回答を待つて議決をしたいと思えます。

高橋係長。

**教育総務係長** 今の件なんですけれども、教育委員会、宛名が教育委員会なのは、施設を所管するのが教育委員会であるというところで、ただ、本来だったら施設の所管というのが教育委員会なので、教育委員会が宛名で許可するのも教育委員会という形なんですけれども、安曇野市の場合は、この部分について教育委員会から教育長の委任がかかっています。委任がかかる規則の中で、権限が教育長のほうに委任がかかっていますので、許可については教育長名での印を押すという制度にしております。

**教育長** よろしいですかね。

それでは、事務局案のとおりということでございます。

2回以上の使用に限るという件については、後ほどということでもよろしいですか。

では、議決については、その回答を待つということにさせていただきます。

---

◎議案第2号

**教育長** では、次に、議案第2号について議題といたします。

説明をお願いいたします。

藤澤課長。

**学校教育課長** 「社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について」資料により説明。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にございませんでしょうか。

それでは、議案第2号 社会教育施設の使用又は利用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正については、承認ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第2号は承認いただきました。

---

◎議案第3号

**教育長** 次に、議案第3号について議題とします。

この議案は、先月の定例会で保留の扱いとなっていたものでございます。先月、委員の皆様からいただいた指摘などを踏まえて、事務局より昨年度までの点検評価と同様の様式で作成した資料を追加で配付したい旨の申出がありましたので、本日配付させていただきました。

では、事務局より説明をお願いします。

藤澤課長。

**学校教育課長** 「令和4年度事業に係る教育事務の点検評価について」資料により説明。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

佐々木課長。

**こども園幼稚園課長** 藤澤課長の補足なのですが、先月、横内委員のほうから101ページの保育給付費の金額の違いについて質問をいただきましたが、そのことについて今お答えしてもよろしいでしょうか。

**教育長** はい、お願いします。

**こども園幼稚園課長** 「保育給付費の金額の違いについて」資料により説明。

あと、補足をもう一つよろしいでしょうか。

**教育長** はい、どうぞ。

**こども園幼稚園課長** あと、121ページについてです。

外部評価について、横内委員より一番最後の文言についてご指摘がありました。実は、前回出ていた資料、今回の資料をつけたつもりだったのですが、ちょっと前のものが前回入っておりました。そこは大変申し訳なく思っております。

**教育長** では、今の佐々木課長の補足も含めてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**横内委員** 佐々木課長、質問に答えていただき、調べてくださりありがとうございます。利用期間や利用する年齢、そういった単価は違っていても、子どもたちはひとしく給付を受けているということでもよろしいんですかね。こういった金額のものは見たことがなかったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

先月、様々意見を申し上げましたけれども、一番は、この評価は誰に向けてのもので何のためにやっているのか、この評価はどのような根拠に基づいて手順はどうなっているのかなということを疑問に思いまして、一月たってこのような形でまた再議論をする場が上がってきたわけですがけれども、評価するということが目的ではなくて、この評価をどう生かしていくかということが目的だと思っているので、今行われていることがよりよくなることが重要だと思います。一番初めに頂いた資料は、予算がこれだけあります、これだけ使いました。それは教育委員の我々としたら、これを見てどうなんだろうということを、執行率とか書いてある資料だったものですから、「うん？」と思った次第でした。来年度はまた戻していただいて、今回追加で頂いた資料のほうはやはりとても見やすかったですので、このようになるということ聞いて安心いたしました。

中身についても申し上げてもよろしいですか。

**教育長** はい、お願いします。

**横内委員** 補足資料の27ページですけれども、学校教育の充実、学校支援員配置事業に関して

ですが、今日も午前中 学校訪問をしてまいりましたが、学校訪問をしていく中で、支援を必要とするお子さん、そして不登校は全国的にもニュースになっていますけれども、市のスクールソーシャルワーカーは、市費の方2名と県から来ていらっしゃる方2名と合わせて4人なんです、その4人で十分足りているのでしょうかということをお聞きしたいです。

**教育長** では、臼井室長。

**教育指導室長** 今お話がありましたとおり、現在、県からということで2名、それから市で2名といったところでやらせていただいております。各学校区ごとに分担を決めて対応していますが、やはり相談件数が非常に多い、また、継続しての相談もあるということで、数的には非常に多くなっています。ただ、上限がございますので、しっかりとした対応を今後も続けるためには、どの状況に誰が入るかということを検討した上で対応しなきゃいけないと、そういう状況はございます。

**教育長** 横内委員。

**横内委員** 今上限があるとおっしゃいましたが、上限があるというのはどういうことでしょうか。

**教育長** 臼井室長。

**教育指導室長** 県から来ている者については、総時間数というのが決まっていますので、総時間数の中でということになります。

**教育長** よろしいでしょうか。

**横内委員** 今、謎が解けました。スクールソーシャルワーカーの方と少しお話しすることがあって、そのときに、予算の問題もあるんだろうけれども、1人当たりに関われる時間をもっと増やしてほしいんだというお話があったんですね。そのことは今室長のお答えと関係していて、総時間数の中で支援を行っていくということなんだなということを知りましたが、どうかここに予算をもう少しつけてあげてほしいなということを強く希望します。

**教育長** 藤澤課長。

**学校教育課長** こちらのほうの配置に関しましては、県のほうの基準並びに市費職員の配置に関しましても、必要な人数をこれに関しまして対応できるように、職員課並びに学校の実情に合わせた短期雇用等で対応できるように、こちらのほうでも対応に最善を尽くしていきたいというふうには考えております。

**横内委員** 続けてよろしいですか。

**教育長** はい、お願いします。

**横内委員** 33ページの学校教育の充実の中の小学校総務管理費の中の事業の展開のところに、情報機器と修繕とあって、これはタブレット端末の修理代かなと思うんですが、このことについてちょっとお話をお聞きしたいなと思います。どれくらい壊れているのか、1台当たり修理はどれくらいかかるのか、また、破損の原因というのはどんなことが多いのかということです。

**教育長** 藤澤課長。

**学校教育課長** 申し訳ありません、今台数等の詳細な部分の数字を持ち合わせておりませんので、どのくらいというところはありませんが、まず、故障の原因となるものとしましては、やはり授業中使っているときに落としてしまったとかそういったもので、画面が破損した場合等、そういったものが多くございます。あと、こちらのほうにつきましての修繕費等につきましては、大体1台当たり3万円から、かなりひどいものになりますと5万円程度まで、損傷に応じて修理が必要なものが出てきているということが現状でございます。

**教育長** 横内委員。

**横内委員** ありがとうございます。

結構な修理代金がかかって、もう買えてしまうんじゃないかと思うくらいの額がかかるものなんだなと思いました。学校訪問する中で見ていると、机が小さくて、タブレットがあって、教科書があって、筆入れがあって、どれかがはみ出していて、どこか当たるともうすぐ落ちるような、そんな危なっかしい状況を見て、これはタブレット、落ちたら危ないなという場面を見たものですから、今日質問させていただきました。ありがとうございます。

**教育長** では、他の観点でございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** 他には特にございませぬか。

それでは、議案第3号 令和4年度事業に係る教育事務の点検評価については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第3号は承認いただきました。

---

◎議案第5号

**教育長** 次に、議案第5号について議題とします。

説明をお願いします。

山越課長。

**子ども家庭支援課長** 「第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定及び庁内検討会議の設置について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**二村委員** 計画策定のスケジュールということで、24ページに載っています。この中で、11月から調査票の作成とあります。これはニーズ調査が始まるということだと思えますけれども、市町村は第72条によって子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に関わる当事者の意見を聞かなければならないということが書いてありますけれども、これについてはどのように計画をされていますか。

**教育長** 山越課長。

**子ども家庭支援課長** 二村委員おっしゃるとおりで、これから、11月からニーズ調査を実施してまいります。それに先立ちまして、子ども・子育て会議というのがございますが、そちらのほうに調査報告の内容についてお諮りをし、私どもが現在持っているものに新たな報告があれば、そこで追加調査をしてまいりたいと思っております。また、対象は保護者の方になりますけれども、これについては、現在、支援業務、委託業務の支援業者を決定してございますので、そちらのほうのお力をお借りしながら調査をしてまいりたいと思っております。

なお、これにつきましては、現在調整中でございますが、ウェブ調査だと回答しやすいような方法を検討してまいりたいと思っております。また、子どもからの意見の聴取につきましても、他市の状況等を勘案しながら多くの意見を聴取したいというふうに考えております。

**教育長** 二村委員。

**二村委員** 子ども・子育て会議、そこでの調査を含めて保護者対象のニーズ調査として委託業務をしているということでしたけれども、その委託業務をしたものの、集計等をしていただくことになると思えますけれども、その方法はどうなりますか。

**教育長** 山越課長。

**子ども家庭支援課長** ちょっと先ほどの説明に不足があったかもしれませんが、一応今回業者に委託をするということではなく、この業務に係る作業の内容について業者から支援をいただきながら、業者の持っているノウハウ等を活用しながら多くの意見を吸い上げていきたいというふうに考えておまして、このニーズ調査の結果につきましては、今年度3月までにまとめをし、報告をさせていただきたいと思っております。この計画を基に、では具体的に

どのような事業を展開していくかということ、令和6年度において関係部局等も交えて練り上げていきたいと、このように考えております。

**二村委員** 分かりました。ありがとうございました。

**教育長** では、他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、ないようですので、議案第5号 第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定及び庁内検討会議の設置については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。議案第5号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第6号

**教育長** 次に、議案第6号について議題とします。

説明をお願いします。

#### こども園幼稚園課長

「安曇野市障がい児教育保育実施要綱の制定について」資料により説明。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**遠藤委員** 27ページの3番の参考の対象児童のところに、集団での教育保育及び通園が可能でというふうになっているんですけども、通園が可能でないお子さんと同じような内容で困っている家庭とか、そういう家庭に対しては何か違う対応というか、対策というか、支援というものがあるのか、あるいはそういう家庭にはそういう家庭への支援の要綱みたいなものがあるのか、教えていただければと思います。

**こども園幼稚園課長** ここに載っていますのは、いわゆる入園に関するときに、加配だとか、3人に1人の保育士が必要ですかということまで決定することになるのですが、入園をされないお子さんで病気を持っている方については、保健医療部と保健師との情報交換をしながら、こども園幼稚園課でも情報があつた方についてはしっかり見ていっております。

あと、子ども発達支援相談室の先生方にも一緒に見てもらいながら、入園がどのようにされていくかだとか、療育のほうはどうなのかというところはしっかり見ていくようにしているところです。

**遠藤委員** では、そうすると、最後から2行目にある集団保育の可否というのがありますが、

状況によって否と判定された家庭については、今と同じように支援が別のルートであるという事ですよね。

**こども園幼稚園課長** あります。

**遠藤委員** ありがとうございます。

**教育長** 他にございますでしょうか。

**横内委員** 28ページの要綱のすぐ下、趣旨というところに関してなんですが、この要綱を定めるに当たり、第1条、趣旨とありますが、この趣旨に当たる部分が私読み取れなくて、何のためにこの要綱を定めるのかということについて記載がないように思うんですが、お尋ねしたいです。

**こども園幼稚園課長** この要綱については、入所に関わるお子さんについて、専門の先生方が観察をしながら入園について決めていくものになっています。小学校でいうと就学相談とかそういうものに関わってくるのですが、その中で、お子さんは加配保育士が必要ですか、あと、集団の中で見ていきますよねというところを定めていくのですが、目標としては、私たちの中で考えているところで言うと、集団の中で子どもたちを育てたいというところがあります。たとえ加配保育士がいても集団の中で生活を整えてあげたい、やっていく力をつけたいというところで、考えておりますが、ちょっと委員のおっしゃる趣旨というところと私が言っていることが外れていたら大変申し訳ないんですが、入園に当たって観察をして、そして専門の先生方で決めていくんですけれども、入園について。そういう要綱になります。

**横内委員** 課長がおっしゃる思いとかは分かります。ただ、この文言がおかしいというか、この要綱は、保育の実施に際して支援が必要な児童に対して、他の児童との集団保育を通じた適切な保育を行うことによって福祉の向上を図るためにとり、共に生きて共に育ち合う保育をすることに関して必要な事項を定めるとか、そういったことなら分かるんですけれども、この第1条を読んで、支援が必要な幼児に対して適正な教育保育の実施をするに当たりというところが抜けているんじゃないかしらと思うんですが、いかがですか。

**こども園幼稚園課長** 横内委員がおっしゃるとおりかとは思いますが、ちょっとまた検討させていただいてよろしいでしょうか。

**教育総務係長** 第1条には、何のためにこの要綱を定めるのかということを書くことが通例です。趣旨規定というのは「この要綱は何々で、そのため必要な事項を定めるもの」と記載するものです。もう一つの目的規定という書き方があり、その場合には、「AのためBという政策を実施する、もって何々を諮る」という形で、目的まで書き込むという書き方もござい

ます。ふまえて、それもあって、趣旨だから誤っているとか、目的だから誤っているというようなことはなく、制度の位置付けによって使い分けているというのが現状だと思います。加えまして、今ご指摘がありましたので、目的があったほうがいいよという点で、幼稚園課のほうでそうだとということになれば、こちら目的ということで書いて、政策目的も書き込むような書き方もできるかと思います。まとまりませんけれども、論点とするとそんなところかと思いますので。

**教育部長** では、すみません、何というんですかね、こういう要綱の書き方的に二つあるということですので、横内委員さんがおっしゃるように、目的みたいなものをしっかりうたったほうがいいのかということであれば、そっちの方式に変えたいが、今日必要ですか。

**こども園幼稚園課長** できれば早いほうが。

**教育部長** では、ちょっと修正文を作りますので、大至急。少し保留していただければと思います。

**横内委員** 続けていいですか。

**教育長** 別のことですね。

**横内委員** 続けてというか、先ほど子ども家庭支援課が出された要綱の25ページのところにはすっきり分かりやすく総合的かつ効果的に策定するために必要な事項を定めるものとする、こういう書き方だと、目的ではなくて趣旨と書いてありますけれども、すっきり分かるんですが、今日お示しいただいたこの第1条は、何か一番初めからすっきりしないというか、第1条から、幼児であって心身に障がい有する者というところは、小学校就学前の支援を必要とする児童という言い方では駄目なのかなと思ったんですね。括弧、括弧ばかりで法律のことが書いてありますけれども、もう少しすっきりしたものを目指してもいいかなという感想を持ちました。

別の件でよろしいですか。

**教育長** では、これはそのように受けてください。

では、次、お願いします。

**横内委員** 第6条に、安曇野市認定こども園等入園支援委員会を設置するとあります。今回のこの要綱の検討に当たり、他の行政の要綱がどうなっているのかなということを少し見たんですが、安曇野市は審査委員会とか判定委員会という名前ではなくて、この支援委員会という温かいまなざしが感じ取れる委員会の名称だなというふうにうれしく思いました。だけれども、その上の段までのところに、例えば5条の3番ですとか。「通知を受けた保護

者のうち、教育委員会が必要と認めるときは、同意書を教育委員会に提出しなければならない」とか。お役所言葉に傷つくというのでしょうか、これは上から言っているなという、真逆のものを1枚のページに感じたんですね。保護者に対して、「教育委員会が必要と認めるときにはこういった同意書の提出を、教育委員会に保護者は提出するものとする」という普通の言い方では駄目なのかな、しなければならないという強い言い方ではないとここはいけないのか。ちょっとその行政の文書ということが私分からないんですけども、もしその決まりがあるのでしたら教えてほしいなど。せっかく支援委員会と温かい名前だなど思ったのを、上の一文で何か消されてしまったというか、そんな印象を持ちました。お願いします。

**教育総務係長** 書き方になるんですけども、おっしゃったように、何種類かございます。

「しなければならない」が一番強い義務づけです。次に続くのが、「するものとする」こちらがそこまで強くない義務づけという形、これよりも緩くなると、「できる」という形になります。安曇野市の表記の場合は、基本的に市民の方から出していただく申請書の類については、「しなければならない」という形で書いています。「するものとする」と言ったときに義務づけが少し弱くなってしまいますので、「ではしなくてもいいんじゃないか」と言われることを避けるという趣旨です。安曇野市の例規整備の方針とすると、市民の皆様から出していただくものは「しなければならない」を原則とし、役所のほうで作成する許可や、その他裁量性が見られるものについては「するものとする」と、少し弱い義務づけで書くといったようなところで整理がしてあるところです。

**教育長** 今の説明では、第5条の3は……

**教育総務係長** 一番強い義務づけを出すときは、個人情報みたいなセンシティブなもの、個人情報を利用する同意のようなものです。この例ですと、何かあったときのために市に対して「法的責任を問わないことに同意します」という同意の条文ですので、一番強い義務づけになります。

**教育長** 保護者の立場から読んだときに受ける感覚と、行政が作る文章の一定の約束事ということになるかと思えますけれども、横内委員、いかがですか。

**横内委員** 私の感想を思うままに申し上げたんですけども、次のページの30ページの第9条ですけれども、「教育委員会が必要と認める場合は、保護者の同意を得て認定こども園等の園長に対象児の行動を観察させることができる」とあるんですよ。これもすごく引っかかって。「教育委員会が必要と認める場合は、認定こども園等の園長は観察保育を行う」では駄目なのかなと思ったり、節々に違和感があったんですけども。それは行政の言葉でそうで

すと言われたらもう申し上げることはないので、そうなんだろうと思いますが、この部分も園長に「させることができるものとする」という言い方が適正なんでしょうかね。

**教育部長** 横内委員のおっしゃるのもごもっともだと思います。普通に読めば確かに違和感を感じる文章かなと思います。私どもも行政の中にいけばこれがいつもの文章なんですけれども、普通の人を読めばいろんな違和感があるかもしれないとは思っておりますが、ただ、こういう文章は曖昧にさせることができない部分もございますので、そこはちょっときつい言い方がどうしても出てしまうのはご容赦いただければと思います。それで、実際に保護者の皆様へご案内する、あるいはお願いするときは、もちろんこれは見せるわけではなくて、もっと分かりやすい文章で、別の言葉で。

**こども園幼稚園課長** ほとんどは言葉でお伝えしたほうが保護者の方のご理解をいただけるので、言葉のほうでお伝えさせていただきます。

**教育部長** なので、実際にやるときはこういう単語は使わずに、分かりやすい説明に努めているものでございます。

**横内委員** 分かりました。

もう一ついいですか。

**教育長** はい。

**横内委員** 小学校で、加配の先生の力をお借りしながら学校生活を充実させている子どもの姿を何人か見させていただきました。就学に向けて小学校との連携を図ることについてこの要綱の中では触れていないのですが、それは第10条の必要な事項は別に定めるところになるのでしょうか。

**こども園幼稚園課長** 小学校の連携のところとかでよろしいですか。学校のほうに行くときに、就学相談のときには、就学相談に来る子どもたちについてのものが……。

**学校教育課長** 就学児が小学校のほうへ入学するというその前に、就学相談委員会の中で連携した情報等を共有させていただいているものでございます。ですので、こちらも今出されております教育保育の実施要綱の中には、業務としてはつながってはおりますけれども、要綱の中にその部分の記載が入っていないというところで、私どものほうでは理解はしているんですが、申し訳ありません、ちょっとこのような答えで申し訳ないんですが。

**教育長** 記載はないが、実質的には行っていると。

**学校教育課長** はい。

**教育長** いかがでしょうか。

**学校教育課長** すみません、就学相談の委員会という、こちらのほうの会によります要綱がございます。その中で連携の部分の業務に関しては対応しておりますので、こちらの要綱のほうにその記載が載っていないということだとこちらのほうでは理解しております。

**教育長** いかがでしょうか。

**横内委員** 業務の中ではつながっているが、要綱には特に記さないということですね。そうすると、職員が必要な研修を受けるといった項目も、業務の中ではやっているけれども要綱には記さないということなのかなと思ったり、いろいろ思うんですが、集団保育をすることによって健全な成長を願うということが一番根っこだと思いますので、今回新しくすることですので、そこまで踏み込んで考えていただいてもよかったかなと思う部分もありますし、ホームページで見させていただいたのは、平成23年3月31日告示のものだったんですが、それそのままであるところもあったりしたので、思うところを申し上げさせていただきました。

**教育長** 今回ご指摘いただいたことについて、課のほうではどのように考えますか。

**こども園幼稚園課長** ホームページのことについては、至急訂正させる方向でいきたいと思います。私たちも子どもたちが集団の中で健やかに育つということを目的としていますので、そういうことが分かるように見直しは重ねていきます。保護者の方にもしっかりとお伝えしながら、子どもたちにとってより良い支援となるような保育を目指していきたいと思います。

**教育長** いただいたご意見については、今後よりよい要綱にしていくために、さらに見直しを重ねていくということよろしいですか。

**横内委員** すみません、最後の最後に。言わねばならぬと思って言わせていただきました。失礼しました。

**教育長** 貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、趣旨のところももう少しすっきりしたほうが良いという感想をいただいているところですが、これについても、今後さらにご意見を尊重しながら見直していくことにさせていただきます。

それでは、議案第6号 安曇野市障がい児教育保育実施要綱の制定については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。議案第6号は承認をいただきました。

◎議案第7号

教育長 次に、議案第7号について議題といたします。

説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 続いて、文化課、お願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、生涯学習課の後援1件、文化課の共催1件については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第7号は承認をいただきました。

それでは、会議時間が1時間を超えましたので、ここで10分間休憩にしたいと思います。

(休憩)

教育長 それでは、再開いたします。

---

◎議案第1号

学校教育課長 先ほどの議案第1号につきまして、「対象施設を月2回以上利用すること」その他のシステム利用の要件につきましては、現在のスポーツ推進課で運用しているシステムの運用マニュアルに基づき定めたものでございます。また、2回以上というのは、継続的に利用する団体を優先的に拾う登録をし、この後で、2号で承認をいただきましたが、減免等そういった部分も含めまして審査をする、そういったことの中で、2回以上という回数を現在適用させていただいているということでございます。

なお、この内容につきましては、今後利用者の利用実態等を考慮しながら見直していくことを検討させていただければと考えております。

回答は以上となります。

教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、先ほど議題といたしました議案第1号 安曇野市公共施設予約システムによる

施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則については、承認ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第1号は承認をいただきました。

---

◎報告第1号

**教育長** 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき私が決裁を行った事務のうち、報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要のあるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25号第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号について説明をお願いします。

**教育部長** 「6月議会における一般質問について」資料を読み上げ。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にございませんでしょうか。

それでは、報告第1号 6月議会における一般質問については、了承ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。報告第1号は了承いただきました。

---

◎報告第2号

**教育長** 次に、報告第2号について説明をお願いします。

**学校教育課長** 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** では、文化課、お願いします。

**文化課長** 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

**教育長** 次に、子ども家庭支援課、お願いします。

**子ども家庭支援課長** 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課1件、文化課3件、子ども家庭支援課2件については、了承と  
いうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は了承いただきました。

---

### ◎報告第3号

教育長 次に、報告第3号について説明をお願いします。

学校教育課からお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、続いて、学校給食課、お願いします。

学校給食課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、生涯学習課、お願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、文化課、お願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、子ども家庭支援課、お願いします。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、こども園幼稚園課、お願いします。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

遠藤委員 中学生議会に質問ですけれども、今年は参加4校になっていますけれども、残りの  
3校の参加はどのようなふうになっているのか、また、この参加校の決定方法というのは、単  
純に各中学校の希望参加なのか、それとも時間的なこともありますので、例えば4校と3校  
の2グループに分かれて隔年で参加しているのか、そこら辺を教えてください。

教育指導室長 全中学校に公募をかけた中で、4校というふうになります。

教育長 なお、昨年3校やりましたので、今年やらない、だもので、今年残りの4校をやって、  
7校全てということになります。

遠藤委員 分けたということじゃなくて、結果的にそういうふうには。

教育長 そういうことですね。

遠藤委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 もし昨年やった学校でももう一度ということで手を挙げれば、受け入れる体制はつくってありましたけれども、たまたまそういうことになりました。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第3号 各課報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。報告第3号は了承いただきました。

以降の議題につきましては、非公開となります。

(以後、非公開)

---

◎議案第4号 中学生議会の今後について

◎議案第8号 安曇野市中学生キャリアフェスティバル(仮称)について

◎議案第9号 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会の委員の委嘱について

◎報告第4号 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第5号 教育長報告

---

(以下、公開)

◎その他

教育長 では、次に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 他に何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で、本日付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

**教育部長** お疲れさまでございました。

以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和5年10月定例会を閉会といたします。